

令和6年度(2024 年度)
鎌倉市地域密着型サービス事業者募集要項

令和6年7月25日

鎌倉市 健康福祉部 介護保険課

目 次

1 公募の趣旨	1 ページ
2 公募内容	1 ページ
3 応募資格	2 ページ
4 応募書類等受付期間	3 ページ
5 応募するにあたっての留意事項	3 ページ
6 応募書類	4 ページ
7 応募書類作成における留意事項	5 ページ
8 選定方法	6 ページ
9 結果の通知	7 ページ
10 禁止事項と欠格事項等	7 ページ
11 応募書類提出後に関する留意事項	7 ページ
12 選定のスケジュール(予定)	8 ページ
13 提出先及び問い合わせ先	8 ページ
(提出書類チェックシート)	10 ページ

1 公募の趣旨

鎌倉市では、第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画(令和6年度～令和8年度)に基づく地域密着型サービスの整備にあたり、サービスの質、透明性及び公平性を確保する観点から、質の高い福祉サービスを継続的に提供する事業者を公募により選定するものです。

2 公募内容

(1) 公募する事業は、次のとおりです。

整備対象事業	整備対象年度	整備数	整備条件(開設地域)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和7年度 (2025年度)	1か所	鎌倉地域・腰越地域・大船地域・玉縄地域のいずれか
認知症対応型共同生活介護		1か所	市内全域 ユニット数及び定員を、2ユニット・18名とすること。
看護小規模多機能型居宅介護		2か所	市内全域 (ただし、「鎌倉地域の全部」、「深沢地域の全部」、「玉縄地域の全部」のいずれか一つを通常の事業の実施地域に含むこと)

※ 整備対象年度の期間は、令和6年度募集事業者選定日以降、令和8年3月31日開設・指定分までとします。

※ 整備圏域欄に記載の地域は以下のとおりです。

鎌倉地域： 十二所、浄明寺、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、大町、材木座、由比ガ浜、御成町、笹目町、佐助、長谷、坂ノ下、極楽寺、稲村ガ崎

腰越地域： 腰越、津、津西、西鎌倉、七里ガ浜東、七里ガ浜

深沢地域： 梶原、寺分、山崎、上町屋、手広、笛田、常盤、鎌倉山

大船地域： 山ノ内、台、小袋谷、大船、高野、岩瀬、今泉、今泉台

玉縄地域： 台一丁目、岡本、玉縄、植木、城廻、関谷

※ その他、審査の詳細につきましては、「8 選定方法」(5ページ)を御確認ください。

(2) 施設整備及び運営に関する留意事項

施設の整備、運営に際しては、次のア及びイ各号を遵守してください。

ア 施設整備に関する基本条件

(ア) 土地及び建物には、当該事業に係る資金の抵当権以外の抵当権はつけられません。また、根抵当権はつけられません。

(イ) 建築基準法、消防法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例、住民協定等を遵守した事業計画としてください。改修等においても、計画内容により各種の手続きが必要となることがあります。なお、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備等の設置をしてください。

イ 施設運営に関する基本条件

- (ア) 運営に関しては、介護報酬及び自己負担金による自主運営としてください。
- (イ) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業者として鎌倉市の指定を受けてください。
- (ウ) 上記の指定を受けたときは、「生活保護法指定介護機関」の指定を受けたものとみなされます。
- (エ) 老人福祉法上の届出を別途行ってください。
- (オ) 利用者は、原則として鎌倉市民に限ります。
- (カ) 認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、運営推進会議を2か月に1回、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、介護・医療連携推進会議を6か月に1回開催してください。
- (キ) 少なくとも年に1回自己評価を行い、その内容を介護・医療連携推進会議又は運営推進会議に報告した上で、その結果を公表してください。
- (ク) 事業の運営に当たっては、近隣住民に対し十分な説明を行い、要望に対しては、誠実に対応してください。また、日常的に地域との交流を図るなど、近隣住民との友好関係を構築し、地域に開かれた運営を行うとともに、地域福祉向上に貢献できる運営を行ってください。

(3) 人員・設備・運営に関する基準

「鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」等に従って、適正な運営や設備及び人員を確保してください。

3 応募資格

次の要件を全て満たすものとします。

(1) 以下の各号を全て満たす法人であること。

- ア 介護保険法第78条の2第4項(第2号から第4号まで並びに第11号及び第12号を除く。)及び同条第6項(第3号の3から第5号までを除く。)、並びに第115条の12第2項(第2号から第4号の1まで並びに第11号及び第12号を除く。)及び同条第4項(第5号及び第6号を除く。)の規定に該当しない者であること。
- イ 市町村税及び国税を滞納していないこと。
- ウ 債務超過でないこと。また、過去3年間の決算状況のうち2年間以上が、営業活動(通常の事業運営)に基づく赤字でないこと。
- エ 提出書類の受付締切日において、民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- オ 設置予定者又はその役員は、鎌倉市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に関係がある者でないこと(選定後であっても、その事実が判明した場合は、予定法人の選定を取り消します)。

- (2) 事業所を整備する土地・建物について、所有権を有しているか取得が見込まれること。
または、賃貸借契約の締結が確実であること。
- (3) 建設予定地が農地であるときは、農地転用許可が受けられる見込みがあること。
(農地転用許可を得るには様々な基準があり、立地を個別に判断する必要があるため、鎌倉市農業委員会に確認し、確実に整備可能である事業所を検討すること。)
- (4) 建築基準法、消防法、鎌倉市各種条例、住民協定等の関係法令等を遵守した事業計画であること。
- (5) 関係法令に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、整備対象年度・期間内において施設整備を完了(竣工)できること。
- (6) 前回行われた鎌倉市地域密着型サービス事業者公募にて、選定後に応募者の責めに帰すべき理由により辞退又は失格・取消しを受けていないこと。

4 応募書類等受付期間

(1) 事前相談の受付

- ア 相談期間：令和6年(2024年)7月25日(木)から8月14日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)
- イ 相談場所：鎌倉市健康福祉部介護保険課(鎌倉市役所本庁舎1階 6番窓口)
電話番号：0467-61-3950(直通)
- ウ 相談時間：9時から12時まで及び13時から17時まで
- エ 注意事項：
 - (ア) 相談者は、設置予定者であること。
 - (イ) 事前に電話連絡の上、「事前相談票(様式15)」と案内図をお持ちください。
 - (ウ) 事前相談を行っていない法人は、「応募書類」を提出することができません。

(2) 応募書類の提出

- ア 提出期間：令和6年(2024年)8月15日(木)から8月30日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)
- イ 提出方法：郵送又は持参
持参の場合は事前に電話連絡の上、提出場所へ持参してください。
- ウ 提出場所：鎌倉市健康福祉部介護保険課(鎌倉市役所本庁舎1階 6番窓口)
電話番号：0467-61-3950(直通)
- エ 提出時間：9時から12時まで及び13時から17時まで
- オ 注意事項：書類の提出にあたり、資料の追加や修正をお願いすることがありますので日程に余裕をもって御提出ください。

5 応募するにあたっての留意事項

- (1) 建築物等の施工を伴う場合は、都市計画法、建築基準法、住民協定等を所管する関係部局との事前相談により、計画の実現性を応募前に必ず確認してください。
- (2) 応募者は、整備等を行おうとする地域において、地元自治会や地域住民等に対し、事

業計画の説明を十分に行い、また関係機関等と必要な協議を行ったうえで申請してください。

- (3) 地元自治会等に事業計画の説明または関係機関等と協議する際には、本計画がすでに決定した事業ではなく、選定されない場合があることを説明し、誤解を与えないよう十分注意してください。
- (4) 土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、鎌倉市は、いかなる損害賠償請求や求償その他一切の責任を負いません。応募にあたっては、関係者等への詳細な説明と、正確な意向確認を行ってください。
- (5) 審査は、整備対象事業ごとに行います。複数の整備対象事業を合築する計画で応募いただくことも可能ですが、各整備対象事業の審査において、1者でも採点結果が上回る他の法人があった場合は、合築による応募を行った当該法人は選定しません。
- (6) 複数の整備対象事業の合築を計画する場合であっても、それぞれの事業ごとに応募書類の準備をしてください。
- (7) 提出後、応募した地域密着型サービス以外のサービスに転換することはできません。

6 応募書類

番号	様式	提出書類	留意事項
1	様式 1	令和 6 年度(2024 年度)鎌倉市地域密着型サービス事業者応募申請書	
2	様式 2	介護保険事業運営実績一覧表	
3	様式 3	法人の沿革	
4	様式 4	開設者(代表者)経歴書	
		開設者(代表者)の研修修了証の写し	
5	様式 5	役員等氏名一覧表	
6	様式 6	誓約書	
7	様式 7	資金計画書	
8	様式 8	地元説明にかかる報告書	応募申請までに地元説明を必ず実施していること
9	様式 9	管理者(予定)の経歴書	サービス種別ごとに該当するものを提出すること
		管理者の資格証の写し	
		管理者の研修修了証の写し	
10	様式 10	地域密着型サービス事業計画書	サービス種別ごとに該当するものを提出すること
11	様式 11	事業開始までのスケジュール	

12	様式 12	研修計画の概要	年間計画(開設前を含む)
13	様式 13	従業員の雇用計画の概要	
14	様式 14	事業運営方針	
15		建物の平面図	
16		開設予定地の周辺地図及び公図	設置予定地を明記すること
17		開設予定地現況写真	設置予定地を(前面道路、隣接建物との関係などがわかるよう)周囲4方向以上から撮影したもの
18		土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書)並びに所有権を有する者が別にある場合は、賃貸借契約書の写し	未登記又は未契約の場合は、賃貸借契約の交渉の状況が確認できる書類
19		決算報告書	直近のもの
20		法人の登録事項証明書(履歴事項全部証明書)	応募申請前3か月以内に発行されたもの
21		納税証明書(法人税・法人市民税・固定資産税)	前年度分
22		事業収支計画書	開設予定年度からその翌々年度まで
23	様式 15	事前相談票	事前相談時のみ提出

※ 様式番号の付されていない書類は、任意書式とします。

※ 応募書類の提出以降、事業者の都合による応募書類の変更は認められません。

※ 市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。

7 応募書類作成における留意事項

(1) 必要な応募書類は、「6 応募書類」の一覧のとおりとします。

A4 フラットファイルに綴じ、正本1部、副本1部(**正本から設置予定者が特定できる情報(法人名、代表者氏名、施設等)及び個人情報**を消したもの。コピーも可)を提出してください。

※事務局で確認後、改めて副本7部の提出をお願いします。

※提出いただいた書類は、目的の範囲内で事務局にてコピーする場合があります。

(2) ファイルの表紙及び背表紙に、法人名及び「地域密着型サービス事業者応募申請書類」と記載してください。また、項目ごとに、文書番号と書類名を表記したインデックスを付けてください。

ア 正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。

イ 提出書類は、通しのページ番号を付け、以下の事項に従ってください。

(ア) 大きさ、向きは A4 判縦で統一し、原則左横書きとしてください。既存の文書を

添付する場合は、これ以外の書式も可としますが、大きさは A4 判に統一してください。

(イ) 片面印刷の様式(様式 2～5、7～9、11～13)を除き、原則、両面印刷としてください。構成上、一部片面印刷となることは構いません。なお、白紙面はページ数には含めないでください。

ウ 様式にある枠については、必要に応じて広げたり、縮めることは可とします。ただし、ページ右上の【様式〇〇】等の様式番号の表示は、変更しないでください。

エ 文字のスタイル、大きさは、11 ポイント・MS Pゴシックを標準としてください。

なお、表題のためにこれらを変更することは可とします。

(3) 複数の事業を合築する場合は、事業ごとに応募書類を作成してください。

8 選定方法

(1) 一次審査

この要項に定める応募資格を満たす応募事業者から提出された応募書類を基に、一次審査として書類審査を行います。

(2) 二次審査

一次審査を通過した事業者に対して、応募書類を基に、様式 14 の事業運営方針に沿って、オンライン(Teams 又は Zoom)でヒアリングを行います。

【ヒアリングについて】

ヒアリングは、鎌倉市介護保険運営協議会部会において実施し、施設整備や運営について具体的な提案を行っていただきます。審査は、応募書類及びヒアリングの結果等を総合的に評価した上で行います。

※ ヒアリングの日程については、一次審査通過事業者に別途御連絡します。

※ ヒアリングは 1 事業所 30 分(質疑応答含む)を予定しています。出席者は、法人内の地域密着型サービス部門の責任者、管理者(予定者)を含めて、3 名以内とします。

※ 市が必要と認める場合は、応募事業者の既存運営施設及び計画予定地等の実地調査を実施することがあります。

※ 審査の結果、選定事業者無しとする場合もあります。

【合築の場合の審査について】

- ・ 審査は、整備対象事業ごとに行います。複数の整備対象事業を合築する計画で応募いただくことも可能ですが、整備対象事業ごとの審査において、順位が上回る他の法人があった場合は、合築による応募を行った当該法人は選定しません。(下記選定例)

○合築による応募があった場合の選定例

A法人:「認知症対応型共同生活介護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の合築による応募

B法人:「認知症対応型共同生活介護」単独の応募

【審査結果】

A法人: 認知症対応型共同生活介護 2位、看護小規模多機能型居宅介護 1位

B法人: 認知症対応型共同生活介護 1位

⇒この場合、認知症対応型共同生活介護においてB法人を選定し、看護小規模多機能型居宅介護においてA法人は選定しません。これは、合築を前提に作成されたA法人の事業計画を審査して、看護小規模多機能型居宅介護事業者としてA法人を選定することができないためです。

9 結果の通知

1 次審査の結果は応募されたすべての事業者に対して書面にて通知します。2 次審査の結果は、鎌倉市ホームページでの公開及び文書により通知します。

※ 選定結果に対する問合せ等には一切応じません。

10 禁止事項と欠格事項等

(1) 無効又は失格

次の各号に該当する場合は、鎌倉市介護保険運営協議会部会の審査前、審査後を問わず、原則として無効又は失格とします。

ア 申出書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

ウ 申出書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

エ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められるとき

オ 建設場所、施設種別の変更があるとき

カ 応募に関する市からの問い合わせに誠実に回答しなかったとき

キ 法人の事業運営に関し法令違反が明らかになったとき

ク 申請者が鎌倉市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に関係がある者であるとき

ケ その他、市民の疑惑や不信を招くような行為をした、又は不適当と市長が認めるとき

(2) 留意事項

ア 以下の場合において、やむを得ないと認められる特別な理由がある場合を除き、事業候補者の選定を取り消す等、所要の措置を講ずることがあります。

(ア) 整備スケジュール表より6か月以上遅れていること又は事業を開始する見込みがないことが認められる場合

(イ) 応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合若しくは整備計画に重大な不備等のあることが判明した場合

イ 審査の結果、選定された応募者の責めに帰すべき理由により辞退があった場合、又は失格・取消しを受けた場合は次回の応募資格を失うものとします。

ウ 選定の結果及び無効、失格または取消について、本市は一切補償しません。

11 応募書類提出後にする留意事項

(1) 応募者は、応募書類の提出をもって応募条件等の募集内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(3) 本応募に関し必要な費用は、選定結果に関わらず、応募者の負担とします。

(4) 応募申請書提出後に応募を取り下げの場合は、応募申請取下書(※任意様式)を市に提出してください。

(5) 選定された応募者は、後日事業指定に係る申請をしていただきますが、応募者の選定を以って事業所指定、開設許可を保証するものではありません。事業所の指定、開設許可

に当たっては、別途、事業所指定申請に伴う審査を行い、指定基準を満たさない場合は指定を行いません。

(6) 応募状況等の問い合わせには一切お答えできません。

(7) 提出された書類は、設置予定者に不利益にならない範囲で情報公開の請求により開示することがあります。

(8) 提出された書類は、鎌倉市及び鎌倉市介護保険運営協議会部会において必要な範囲で、複写して使用することがあります。

(9) 当該公募に対し応募がない場合及び事業者が決定しなかった場合は、再度、公募を行うことがあります。

12 選定のスケジュール(予定)

時期	内容
令和6年7月25日(木)以降	鎌倉市ホームページへ募集要項を掲載、窓口で配布開始
令和6年7月25日(木) ～8月14日(水)	事前相談受付期間
令和6年8月15日(木)～ 8月30日(金)	応募書類提出期間
令和6年9月上旬	一次審査：応募書類審査(順次)
令和6年9月下旬	二次審査：鎌倉市介護保険運営協議会部会におけるプレゼンテーションに基づく審査
令和6年10月上旬	選定結果通知の発送 ・以降、指定を前提とした事前協議を開始

13 提出先及び問い合わせ先

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌倉市健康福祉部介護保険課(鎌倉市役所本庁舎1階 6番窓口)

担当者:高根・仁田原

電話番号:0467-61-3950(直通) ファックス:0467-23-7505

メールアドレス:kaigo@city.kamakura.kanagawa.jp

提出書類チェックシート

文書番号	様式	チェック	書類名
1	様式 1	☐	令和 6 年度(2024 年度)鎌倉市地域密着型サービス事業者応募申請書
2	様式 2	☐	介護保険事業運営実績一覧表
3	様式 3	☐	法人の沿革
4	様式 4	☐	開設者(代表者)経歴書
		☐	開設者(代表者)の研修修了証の写し
5	様式 5	☐	役員等氏名一覧表
6	様式 6	☐	誓約書
7	様式 7	☐	資金計画書
8	様式 8	☐	地元説明にかかる報告書
9	様式 9	☐	管理者(予定)の経歴書
		☐	管理者の資格証の写し
		☐	管理者の研修修了証の写し
10	様式 10	☐	地域密着型サービス事業計画書
11	様式 11	☐	事業開始までのスケジュール
12	様式 12	☐	研修計画の概要
13	様式 13	☐	従業員の雇用計画の概要
14	様式 14	☐	事業運営方針
15		☐	建物の平面図
16		☐	開設予定地の周辺地図及び公図
17		☐	開設予定地現況写真
18		☐	土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書)並びに所有権を有する者が別にある場合は、賃貸借契約書の写し ※未登記又は未契約の場合は、賃貸借契約の交渉の状況が確認できる書類
19		☐	決算報告書
20		☐	法人の登記事項証明書(全部事項証明書かつ履歴事項証明書)
21		☐	納税証明書(法人税・法人市民税・固定資産税)
22		☐	事業収支計画書
23	様式 15	☐	事前相談票(事前相談時のみ提出)